

平成 2 2 年度 第 2 回 福島県建築審査会議事録

日時：平成 2 2 年 8 月 1 0 日（火）
場所：ふくしま中町会館 6 階 特別会議室
時間：1 3 : 3 0 ~ 1 5 : 0 0

出席者等

福島県建築審査会委員

委員 鈴木 浩
委員 時野谷茂
委員 片岡正彦
委員 清水晶紀
委員 遠藤明子
委員 神田まゆみ
委員 吾妻明子

事務局

土木部建築指導課	課長	佐々木 和弘
〃	主幹兼副課長	斎藤 幸太郎
〃	専門建築技師	鈴木 秀俊
〃	主任建築技師	五十嵐 浩一
〃	主任建築技師	武田 崇之
〃	建築技師	加藤 美穂

傍聴者 2名

会議次第

1 開会

2 あいさつ

3 議事

- 議案 1 建築基準法第四十四条第一項第二号の規定に基づく建築許可について
- 議題 2 建築基準法第四十四条第一項第二号の規定に基づく建築許可について
- 議題 3 建築基準法第四十四条第一項第二号の規定に基づく建築許可について
- 議題 4 建築基準法第四十四条第一項第二号の規定に基づく建築許可について
- 議題 5 建築基準法第四十三条第一項ただし書の規定に基づく建築許可について

4 その他

- 報告 1 建築審査会の機能強化に向けた提言書について
- 報告 2 建築審査会の機能強化に向けた法制度上の対応に関する建議書について

5 閉 会

平成 22 年度第 2 回福島県建築審査会 議案議事録

事務局	<p>議事に入らせていただきます。</p> <p>福島県建築審査会条例第二条の規定によりまして、会長が議長を務めることになっておりますので、鈴木会長に議長をお願いします。</p>
鈴木会長	<p>議事に入ります前に、福島県建築審査会条例第三条により、本日の審査会は委員の2分の1以上の出席がありましたので、開催の規定を満たしておりますことを確認いたしました。</p> <p>また、福島県建築審査会運営規定第四条により、議事録署名人を選出することとなりますが、議長の指名としてよろしいでしょうか。</p>
各委員	(異議なし)
鈴木会長	<p>異議が無いようですので、清水委員と遠藤委員を指名します。</p> <p>議案一の『建築基準法第四十四条第一項第二号の規定に基づく建築許可について』事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	(議案一について説明)
鈴木会長	委員の皆さん、ただ今の説明に関しまして何かご意見、ご質問などはございませんか。
片岡委員	歩道の拡幅はいつ行われるのか。
事務局	エレベーター整備と同時期に行われます。
鈴木会長	歩道が拡幅する分、車道の幅員が減少するが、車の通行に支障はないか。
事務局	今後、西郷村による駅前広場整備が予定されており、歩車道部が再整備される。また、本整備時点においても歩車道の境界がフラット(段差なし)のため、支障はないと考える。
時野谷委員	道路占用許可における占用面積と建築確認の床面積に相違があるがなぜか。
事務局	前者は「基礎の外周」で、後者は「壁芯」で面積を算出している。
鈴木会長	それでは、他に意見がなければ、この件について同意する考えでよろしいでしょうか。
各委員	(異議なし)
鈴木会長	続いて、議案二～四の『建築基準法第四十四条第一項第二号の規定に基づく建築許可について』事務局より説明をお願いします。
事務局	(議案二～四について説明)

鈴木会長	委員の皆さん、ただ今の説明に関しまして何かご意見、ご質問などはありませんか。
片岡委員	当該案件は、全国的に許可を要しているのか。 トールゲートがあるからこそ、高速道路が成り立っているのではないか。
時野谷委員	トールゲートは建築物であり、その形態が、車の通行等に支障がないかを審議するものと理解している。
清水委員	未だ道路実態がないのに許可が必要なのか。
事務局	道路実態はないが、既に官報で道路法上の道路として公告されており、これにより建築基準法上の道路に定義づけられることから、許可が必要となる。
鈴木会長	それでは、他に意見がなければ、この件について同意する考えでよろしいでしょうか。
各委員	(異議なし)
鈴木会長	続いて、議案五の『建築基準法第四十三条第一項ただし書きの規定に基づく建築許可について』事務局より説明を願います。
事務局	(議案五について説明)
鈴木会長	委員の皆さん、ただ今の説明に関しまして何かご意見、ご質問などはありませんか。
時野谷委員	道路が完成するまでの間の緊急時の対応のため、当該許可が必要となると理解している。
鈴木会長	図面上でオレンジ色に着色されている3m幅員の道路は今後、残るのか廃止されるのか。
事務局	当該道路は、3mの里道道路（建築基準法上の道路ではない）であり、今後、進入道路として、整備されることとなっている。
鈴木会長	他に意見がなければ、この件について同意する考えでよろしいでしょうか。
各委員	(異議なし)
鈴木会長	本日の5議案について、福島県建築審査会は、同意する旨知事に答申することといたします。 以上をもちまして、本日の議事は終了いたします。
事務局	続いて、『建築審査会の機能強化に向けた提言書について』及び『建築審査会の機能強化に向けた法制度上の対応に関する建議書について』事務局から報告します。

事務局

(報告内容について説明)

事務局

委員の皆様、ただ今の説明に関して、何か御意見、御質問などはありませんか。

各委員

(意見・質問なし)

事務局

質問がないようですので、この件についての報告を終わらせていただきます。

事務局

これをもちまして、本日の建築審査会を閉会いたします。

(記録者 福島県建築審査会事務局 武田 崇之)